

令和5年5月10日

## 第2回

# 玉東町農業委員会総会議事録

熊本県玉名郡玉東町農業委員会

## 令和5年度第2回玉東町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年5月10日(水) 午後1時30分～午後2時10分
2. 開催場所 玉東町福祉センター 2階 研修室A
3. 出席委員(9名)

会長職務代理者	7番	鬼塚忠正			
委員	3番	坂口政文	4番	徳山道也	5番 清田伸一
	6番	上田佳子	8番	清田 勇	9番 前川政樹
	10番	小山省三	11番	松本正利	

推進委員 田上政廣 清田耕士
4. 欠席委員(2名) 1番 山野信也 2番 永田麻衣
5. 議事日程

日程第1	議事録署名委員及び会議書記の指名
日程第2	議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程第3	議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第4	議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5	議案第4号 その他
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	岩川康幸
局長補佐	奥村佳織

## 7. 会議の概要

事務局	ただ今から、令和5年度玉東町農業委員会第2回総会を開催いたします。はじめに、鬼塚会長職務代理者よりご挨拶をお願いいたします。
鬼塚副会長	挨拶
事務局	ありがとうございました。 玉東町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、本日の出席者数は <del>全員出席のため</del> (9名で過半数を満たしておりますので)、総会が成立していることを報告いたします。 また、同規則第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、これからの議事進行は、鬼塚会長職務代理者をお願いいたします。
議長(鬼塚)	それでは、これより議事に入ります。 まず、日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 玉東町農業委員会会議規則第13条に規定する議事録署名委員ですが、私より指名させていただきます。 議事録署名委員は3番坂口委員、4番徳山委員を指名します。また会議書記に農業委員会事務局の奥村局長補佐を指名します。 よろしく申し上げます。
議長(鬼塚)	続きまして、日程第2、議案第1号農地法第4条の規定による許可申請について2件上がっております。1番について事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第1号の農地法第4条の規定による許可申請について。 ＝1頁、議案第1号について議案書をもとに朗読＝ それでは、詳細について説明いたします。 申請人は、相続により取得した平成13年当時は「筆界未定地」で地目変更に伴う農地法4条許可申請手続きが不能の状況下であり、申請人は、農地転用の許可申請が必要なことを認識しておらず工場建物、トラック置場を設置していたため、申請地は無断転用の状態となっております。そのため、今回、顛末書を付け農地転用の申請をされるものです。

事務局 申請地は4ページをご覧ください。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。この申請地の他に代わるような土地も周辺にないことから、許可相当であると考えます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（鬼塚） 説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。  
坂口委員。

3番（坂口） ここはもう農地ではなく、建物と工場が建っており平成13年に相続されており顛末書もつけてありますので、問題なしと判断します。

議長（鬼塚） はい。ありがとうございます。ただ今地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見を申し上げます。

推進（田上） 農業委員がおっしゃるとおり建物も建っており顛末書もつけられていますので問題ないと思います。

議長（鬼塚） ただ今推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

議長（鬼塚） 他にありませんか。無いようですので、採決を行います。議案第1号1番について、承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（鬼塚） 賛成多数。よって議案第1号の1番は、承認されました。  
続きまして、議案第1号の2番について事務局から説明をお願いします。

＝1頁、議案第1号、2番について議案書をもとに朗読＝  
それでは詳細について説明いたします。

申請人は、平成5年に時効取得により取得し、当時は「筆界未定地」で地目変更に伴う農地法4条許可申請手続きが不能の状況下にあり、

事務局 申請人は、農地転用の許可申請が必要なことを認識しておらずパレット置場として利用し、申請地は無断転用の状態となっておりました。そのため、今回、顛末書を付け農地転用の申請をされるものです。

申請地は4ページをご覧ください。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。この申請地の他に代わるような土地も周辺にないことから、許可相当であると考えます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長（鬼塚） 説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。  
坂口委員。

3番（坂口） 1番と関連しております。問題ありません。

議長（鬼塚） はい。ありがとうございました。ただ今地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見を申し上げます。

推進（田上） 問題ないと思います。

議長（鬼塚） ただ今推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

4番（徳山） ここの境界はどこになりますか。

事務局 写真の真ん中になります。許可が出来れば、分筆をされて分けられると思います。

議長（鬼塚） 他にありませんか。無いようですので、採決を行います。議案第1号2番について、承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（鬼塚） 賛成多数。よって議案第1号の2番は、承認されました。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について2件上がっております。1番について事務局より説明をお願いします。

事務局	議案第2号の農地法第5条の規定による許可申請について ＝2頁、議案第2号、1番について議案書をもとに朗読＝ それでは詳細について説明いたします。
事務局	譲受人は、筆界未定地のため土地の位置が特定できず農地法5条許可申請手続きが不能の状況下であり、譲受人は農地転用の許可申請が必要なことを認識しておらず資材置場として利用し、申請地は無断転用の状態となっておりました。そのため、今回、顛末書を付け農地転用の申請をされるものです。 申請地は4ページをご覧ください。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地と判断します。この申請地の他に代わるような土地も周辺にないことから、許可相当であると考えます。 ご審議の程、よろしく申し上げます。
議長（鬼塚）	説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。 坂口委員。
3番（坂口）	先ほどの案件と変わりませんので、問題なしと思います。
議長（鬼塚）	はい。ありがとうございました。ただ今地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見を申し上げます。
推進（田上）	先ほどと同じで、問題ないと思います。
議長（鬼塚）	ただ今推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。
議長（鬼塚）	無いようですので、採決を行います。議案第2号1番について、承認される方は挙手をお願いします。  (全員挙手)
議長（鬼塚）	賛成多数。よって議案第2号の1番は、承認されました。 続きまして、議案第2号の2番について事務局から説明をお願いします。

事務局

= 2 頁、議案第 2 号、2 番について議案書をもとに朗読=  
それでは詳細について説明いたします。

譲受人は、現在の宅地が県道改良工事に伴い取壊すこととなり、代替地として母が所有する農地を譲受けて申請されるものです。

申請地は 5 ページをご覧ください。農地区分は、10ha 以上の農地の広がりがあるため第 1 種農地と判断しますが、不許可の例外で、集落に接続して設置されるものであり、この申請地の他に代わるような土地も周辺にないことから、許可相当であると考えます。可否について審議をお願いします。

議長（鬼塚）

説明が終わりましたので、地区委員さんの意見を求めます。  
前川委員。

9 番（前川）

道路を広げるために住宅を移転ということで、問題は無いと思います。

議長（鬼塚）

はい。ありがとうございました。ただ今地区委員さんからの説明がありました。次に推進委員さんからの意見ををお願いします。

推進（清田耕）

何の問題もないと思います。

議長（鬼塚）

ただ今推進委員さんからの説明がありましたが、皆様からの質疑はありませんか。

議長（鬼塚）

他にありませんか。無いようですので、採決を行います。議案第 2 号 2 番について、承認される方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（鬼塚）

賛成多数。よって議案第 2 号の 2 番は、承認されました。

議長（鬼塚）

続きまして、日程第 4、議案第 3 号農地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

6 ページです。(朗読)

7 ページです。議案第 3 号につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、玉東町長から令和 5 年 4 月 25 日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められているところでございます。

8 ページをご覧ください。(総括表の説明)

9 ページをご覧ください。

今回の申請は、農用地利用集積計画のうち、新規の利用権設定の賃借権が 2 件、使用貸借権が 1 件です。面積は、樹園地が 8 筆で 13,397 m<sup>2</sup>です。

なお、対価の支払い方法等につきましては右側備考欄に記載のとおりであります。

次に、公社利用による所有権移転につきましては、10 ページをご覧ください。今回は公社への売り渡しの、樹園地が 2 筆で面積は 2,870 m<sup>2</sup>です。当事者、物件及び対価等は、そこに記載のとおりです。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件であります。

農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。

利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地の全てについて耕作を行うと認められ、農作業に常時従事し、対象農地を効率的に利用すると認められること。

対象農地の関係権利者全ての同意が得られていることの各要件を満たしております。

以上です。

議長 (鬼塚)

説明が終わりましたので、何かご質問はありませんか。

議長 (鬼塚)

無いようですので、議案第 3 号、農用地利用集積計画の決定については、(案) のとおり決定いたします。

議長 (鬼塚)

その他ですが、事務局から何かありますか。



事務局

・農地あっせんの申出について

・許可不要届について

議長（鬼塚）

他にありませんか。

議長（鬼塚）

それでは以上をもちまして、玉東町農業委員会第2回総会を閉会いたします。

閉会 午後2時10分

上記のとおり議事録に相違ないことを証するためここに署名捺印する。

令和5年5月10日

玉東町農業委員会会長職務代理者

㊞

3番委員

㊞

4番委員

㊞

\_\_\_\_\_